

岡山県労働委員会年報

(令和 6 年)

岡山県労働委員会事務局

は じ め に

この年報は、令和6年1月から12月までの間に当委員会が取り扱った労働争議の調整事件、個別的労使紛争及び不当労働行為事件の経過や当委員会の活動状況について整理収録したものです。

この間に取り扱った事件は、前年からの繰越事件も含め、労働争議の調整事件が1件、個別的労使紛争のあっせん申請に関する事件が6件、不当労働行為事件の審査が1件で、事務局に寄せられた個別的労使紛争の相談は114件でした。

我が国経済は、コロナ禍が収まり、緩やかな回復を続け、令和6年の春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの高水準となり、改定後の最低賃金額も全国加重平均で1,055円と51円の引上げ過去最高額となりました。一方で、円安等に伴う輸入物価の上昇の影響等もあり、令和6年平均の消費者物価指数は前年比2.7%の上昇となりました。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、全ての世代の所得を増やして個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も増加し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするのが求められています。

労使を巡る状況としては、ハラスメント対策について、令和4年から中小企業にも職場の相談体制整備等が義務付けられ、当委員会への相談も増加しています。また、働き方の多様化の進展により個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が令和6年11月から施行されたことから、今後、フリーランスとして働く方からの相談の増加も予想されます。

当委員会としては、こうした新たな制度の導入や社会情勢の変化により生じる紛争など、当委員会に寄せられる様々な紛争・審査事案に対し、迅速かつ的確な処理に努めて、労使関係の安定を図っていきたいと考えています。

この年報を通じて、多くの県民の皆様に当委員会の活動を御理解いただきますとともに、日頃から労使関係の安定に関心をお持ちの方々の取組の参考にしていただければ幸いに存じます。

令和7年3月

岡山県労働委員会

事務局長 坪井俊隆

第 50 期 委 員 (令和 6 年 12 月 31 日現在)

公益委員



(西田会長)



(岡部会長代理)



(濱田委員)



(大河委員)



(安田委員)

労働者委員



(阪口委員)



(榎本委員)



(林委員)



(難波委員)



(古角委員)

使用者委員



(梶原委員)



(横山委員)



(石田委員)



(西谷委員)



(三宅委員)

目 次

第1章 労働情勢	
1 雇用情勢	1
2 労働組合の組織状況	2
3 賃上げ及び夏季・年末一時金の妥結状況（全国）	2
4 関係法令等の動き	3
第2章 労働委員会の運営	
第1節 委員会の構成	
1 委 員	7
2 あっせん員候補者	7
3 事務局	9
第2節 会 議	
1 総 会	10
2 公益委員会議	18
3 連絡協議会、連絡会議及び諸会議	21
第3節 表彰関係	
1 叙勲・褒章	23
2 表 彰	23
第4節 労働委員会業務改善の検討経過	
1 労働委員会活性化のための検討委員会について	23
2 中労委における支援について	23
3 今後の労働委員会の在り方をめぐる議論について	23
4 令和6年における本県労働委員会の主な取組について	24
第3章 調整関係	
第1節 労働争議の調整	
1 取扱件数	26
2 調整事件一覧	28
3 調整事件の概要	29
第2節 争議行為予告通知	31
第3節 実情調査	
1 実情調査の目的	32
2 実情調査の概要	32
第4節 個別的労使紛争に係る相談・あっせん	
1 取扱件数	34
2 相談・あっせん一覧	35

第4章 審査関係

第1節 不当労働行為事件の審査

1 審査期間の目標	36
2 取扱件数	36
3 不当労働行為事件一覧表	38
4 審査事件の概要	39
5 不当労働行為事件の再審査事件係属一覧	40
第2節 不当労働行為事件の命令・決定	41
第3節 行政訴訟事件	41
第4節 労働組合の資格審査	42
第5節 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示	43
第6節 争議行為予告違反被疑事件	43

◎統計資料

① 労働争議調整事件取扱件数	44
② 個別的労使紛争取扱件数	46
③ 不当労働行為事件取扱件数	47
④ 不当労働行為新規申立件数	49
⑤ 労働組合数等の推移	51
⑥ 労働争議数等の推移	52
⑦ 有効求人倍率等の推移	53
⑧ 常用労働者数の推移	53
⑨ 雇用形態別雇用者数の推移	54
⑩ 常用労働者一人平均月間現金給与額の推移	55
⑪ 常用労働者一人平均月間労働時間数の推移	56

第 1 章 労 働 情 勢

1 雇用情勢

(1) 全国の状況

我が国の経済情勢において、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されるが、欧米における高い金利水準の継続等に伴う影響で、海外景気の下振れがリスクとなっている。また、雇用情勢においては、完全失業者数は減少し、就業率は緩やかに上昇し、新規求人数は横ばい圏内となるなど、改善の動きがみられる。

令和6年の全国の有効求人倍率（年平均）は1.25倍となり、前年の1.31倍から0.06ポイント減少した。

次に、令和6年の全国の賃金、労働時間、雇用の動き（事業所規模5人以上）を厚生労働省の「毎月勤労統計調査（令和6年分結果確報）」でみると、賃金（一人平均月間現金給与総額）は前年比2.8%増の347,994円となり、4年連続で増加した。

総実労働時間（一人平均月間総実労働時間。以下同じ。）は、前年比1.0%減の136.9時間となり、4年ぶりに減少した。総実労働時間のうち所定外労働時間は10.0時間で、前年に比べ2.7%減となり、2年連続で減少した。なお、年間の労働時間（総実労働時間を12倍して年換算）は1,643時間となった。

常用雇用は前年比1.2%増となり、20年連続で増加した。パートタイム労働者比率は、前年から0.51ポイント上昇の30.86%となり、4年連続で増加した。

(2) 岡山県の状況

岡山県内の雇用情勢は、新規求人数（原数値）を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業で増加したものの、全体では7.0%減と、5か月連続で減少するなど、持ち直しの動きにやや弱さがみられる*¹。

令和6年の岡山県の有効求人倍率（年平均、受理地別）は1.44倍で、昨年の1.55倍から、0.11ポイント下回った。

なお、令和6年12月の有効求人倍率（受理地別、季節調整値）を都道府県別にみると、全国平均が1.25倍のところ、東京都が1.76倍で全国で最も高く、岡山県は1.42倍だった。就業地別の有効求人倍率（季節調整値）では、岡山県は1.38倍であった*²。

次に、令和6年の岡山県の賃金、労働時間、雇用の動き（事業所規模5人以上）を「毎月勤労統計調査地方調査結果（令和6年11月分）」でみると、賃金（一人平均月間現金給与総額）は308,839円で、前年同月に比べ8.7%増加し、17か月連続の増加となった。このうち、定期給与額は266,870円で前年同月に比べ3.5%増加し、35か月連続の増加となった。

総実労働時間は 145.4 時間で、前年同月に比べ 0.1%減少した。総実労働時間のうち、所定外労働時間は 10.9 時間で、前年同月に比べ 0.9%増加した。

常用労働者は 725,156 人となり、前年同月に比べ 1.2%の増加で、30 か月連続で増加した。また常用労働者に占めるパートタイム労働者比率は 28.4%で、前年同月を 1.4 ポイント下回った。

【備考】

*1：岡山県内の雇用情勢の判断は、「雇用情勢（令和 6 年 12 月）」（厚生労働省 岡山労働局）による。

*2：厚生労働省が公表している労働関係指標による。

2 労働組合の組織状況

令和 6 年 6 月 30 日現在の岡山県における労働組合数は 748 組合（前年比 18 組合の減少）で、労働組合員数は 144,017 人（前年比 954 人の減少）となっている。また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は 17.1%で、前年の 17.4%から 0.3 ポイント低下した。

なお、厚生労働省の令和 6 年「労働組合基礎調査」の結果によると、同日現在の全国の推定組織率は 16.1%で、前年の 16.3%から 0.2 ポイント低下した。

3 賃上げ及び夏季・年末一時金の妥結状況（全国）

(1) 賃上げ

厚生労働省が公表した令和 6 年の民間主要企業（妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 348 社）における春季賃上げの平均妥結額は 17,415 円で、前年に比べ 6,170 円の増となった。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は 5.33%で、前年に比べ 1.73 ポイントの増となった。

賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回った。

(2) 夏季一時金

厚生労働省が公表した令和 6 年の民間主要企業（妥結額などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 326 社）における夏季一時金の平均妥結額は 898,754 円と、昨年に比べ 53,197（対前年比 6.29%）増となり、3 年連続で前年を上回った。また、平均要求額は 937,922 円で、昨年に比べ 68,809 円（対前年比 7.90%）の減となった。

なお、前年との比較が可能な企業 256 社における令和 6 年の平均妥結額の対前年比は 4.33%の増となった。

(3) 年末一時金

厚生労働省が公表した令和 6 年の民間主要企業（妥結額などを把握できた、資本

金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 324 社)における年末一時金の平均妥結額は 891,460 円で、昨年に比べ 41,915 円(対前年比 4.93%)の増となり、3 年連続で前年を上回った。また、平均要求額は 933,804 円で、昨年に比べ 51,687 円(対前年比 5.86%)の増となった。

なお、前年との比較が可能な企業 244 社における令和 6 年の平均妥結額の対前年比は 5.31%の増となった。

4 関係法令等の動き

(1) 雇用保険法等の一部改正

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずるため、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 26 号)等が、令和 6 年 5 月 17 日に公布された。

改正の主な概要は次のとおりであり、また、施行日は各事項に記載のとおりである。

① 雇用保険の適用拡大(雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20 時間以上」から「10 時間以上」に変更し、適用対象を拡大【令和 10 年 10 月 1 日施行】

② 教育訓練やり・スキリング支援の充実(雇用保険法、特別会計に関する法律)

ア 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする。【令和 7 年 4 月 1 日施行】

イ 教育訓練給付金について、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大 70%から 80%に引上げ【令和 6 年 10 月 1 日施行】

ウ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設【令和 7 年 10 月 1 日施行】

③ 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保(雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律)

ア 育児休業給付に係る国庫負担の引下げの暫定措置を廃止【令和 6 年 5 月 17 日施行】

イ 育児休業給付に係る保険料率を引上げ(0.4%→0.5%)及び保険財政の状況に応じて引下げ(0.5%→0.4%)を可能とする弾力的な仕組みの導入【令和 7 年 4 月 1 日施行】

④ その他雇用保険制度の見直し(雇用保険法)

介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和 8 年度末までの継続、教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の 80%→60%)及びその暫定措置の令和 8 年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施【令和 6 年 5

月 17 日施行・令和 7 年 4 月 1 日施行】等

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が、令和 6 年 5 月 31 日に公布された。

改正の主な概要は次のとおりであり、また、施行日は各事項に記載のとおりである。

- ① 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（育児・介護休業法）
 - ア 3 歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付け。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付け【令和 7 年 10 月 1 日施行】
 - イ 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は 3 歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大【令和 7 年 4 月 1 日施行】
 - ウ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校 3 年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続 6 月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止【令和 7 年 4 月 1 日施行】
 - エ 3 歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加【令和 7 年 4 月 1 日施行】
 - オ 妊娠・出産の申出時や子が 3 歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付け【令和 7 年 10 月 1 日施行】
- ② 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化（育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法）
 - ア 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が 300 人超（現行 1,000 人超）の事業主に拡大【令和 7 年 4 月 1 日施行】
 - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付け【令和 7 年 4 月 1 日施行】
 - ウ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和 7 年 3 月 31 日まで）を令和 17 年 3 月 31 日まで 10 年間延長【令和 6 年 5 月 31 日施行】
- ③ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（育児・介護休業法）
 - ア 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付け【令和 7 年 4 月 1 日施行】
 - イ 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付け【令和 7 年 4 月 1 日施行】

ウ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止【令和7年4月1日施行】

エ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加【令和7年4月1日施行】

(3) 子ども・子育て支援法等の一部改正

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することを目的として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が、令和6年6月12日に公布された。

改正の主な概要は次のとおりであり、また、施行日は各事項に記載のとおりである。

① 共働き・共育での推進（雇用保険法等、国民年金法）

ア 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設

【令和7年4月1日施行】

イ 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設

【令和8年4月1日施行】

② 子ども・子育て支援金制度の創設（特別会計に関する法律）

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設【令和7年4月1日施行】

(4) 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずるため、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）が、令和6年6月21日に公布された。なお、施行日は公布の日から起算して原則3年以内の政令で定める日とされた。

改正の主な概要は、次のとおりである。

① 育成就労制度の目的

育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」において、我が国での３年間の就労を通じて特定技能１号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

② 基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定し、分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用

③ 育成就労計画の認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする。

④ 監理支援機関の許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする。

⑤ 適正な送出しや受入環境整備の取組

ア 送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保

イ 育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

ウ 地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進

第 2 章 労働委員会の運営

第 1 節 委員会の構成

1 委 員

労働委員会は、労働組合法第 19 条第 1 項及び第 19 条の 12 の規定により、各都道府県が設置している行政委員会であって、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）各同数の三者によって組織されている。

当労働委員会の委員数は、労働組合法施行令第 25 条の 2 の規定により、公、労、使各側 5 名の 15 名であり、委員の任期は労働組合法第 19 条の 5 第 1 項の規定により 2 年である。

委員の任命は、労働組合法第 19 条の 12 第 3 項の規定により、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命する。

令和 6 年 11 月 28 日付けで第 50 期委員が任命され、その後、委員の互選によって西田会長、岡部会長代理が選任された。

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定により、学識経験者の中から適任者を選び、あっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。労働争議が発生し、関係当事者からあっせんの申請があったときなどに、その中から労働委員会の会長があっせん員を指名し、労働争議のあっせんを行わせる。

あっせん員候補者の任期、定数等については法令に特別の定めはないが、当労働委員会では、あっせん員候補者に関する内規を定め、この内規により(1)現期委員、(2)事務局職員の課長級以上の職にある者をあっせん員候補者に委嘱している。

第 50 期岡山県労働委員会委員名簿

(任期：令和 6 年 11 月 28 日～令和 8 年 11 月 27 日)

区分	氏 名	現 職 等	備 考
公益委員	◎ にしだ かずひろ 西田 和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	第 44 期～第 50 期 (平成 24 年 11 月 26 日～)
	○ おかべ むねしげ 岡部 宗茂	弁護士	第 48 期～第 50 期 (令和 2 年 11 月 28 日～)
	はまだ ようこ 濱田 陽子	岡山大学法学部教授	第 46 期～第 50 期 (平成 28 年 11 月 28 日～)
	おおかわ けんじ 大河 健二	特定社会保険労務士	第 49 期～第 50 期 (令和 4 年 11 月 28 日～)
	やすだ ゆうすけ 安田 祐介	弁護士	第 49 期～第 50 期 (令和 4 年 11 月 28 日～)
労働者委員	さかぐち しげる 阪口 林	ＵＡゼンセン岡山県支部参与	第 45 期～第 50 期 (平成 28 年 3 月 10 日～)
	ならもと ひろみ 榎本 博美	元岡山県教職員組合特別執行委員	第 47 期～第 50 期 (平成 30 年 11 月 28 日～)
	はやし やすひろ 林 康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	第 47 期～第 50 期 (令和 2 年 5 月 14 日～)
	なんば こういち 難波 浩一	連合岡山事務局長	第 48 期～第 50 期 (令和 3 年 9 月 22 日～)
	こかど みき 古角 美姫	全日通労働組合岡山県支部 組織文化部長	第 48 期～第 50 期 (令和 4 年 3 月 10 日～)
使用者委員	かじはら やすひこ 梶原 康彦	梶原乳業(株)代表取締役社長	第 45 期～第 50 期 (平成 26 年 11 月 26 日～)
	よこやま けいすけ 横山 圭介	横山石油(株)代表取締役社長	第 46 期～第 50 期 (平成 28 年 11 月 28 日～)
	いしだ あつし 石田 敦志	(株)イシダ代表取締役	第 46 期～第 50 期 (平成 28 年 11 月 28 日～)
	にしたに じろう 西谷 治朗	岡山県経営者協会専務理事	第 48 期～第 50 期 (令和 2 年 11 月 28 日～)
	みやけ たかふみ 三宅 崇文	おかやま信用金庫専務理事	第 48 期～第 50 期 (令和 2 年 11 月 28 日～)

(◎会長 ○会長代理)

(令和 6 年 12 月 31 日現在)

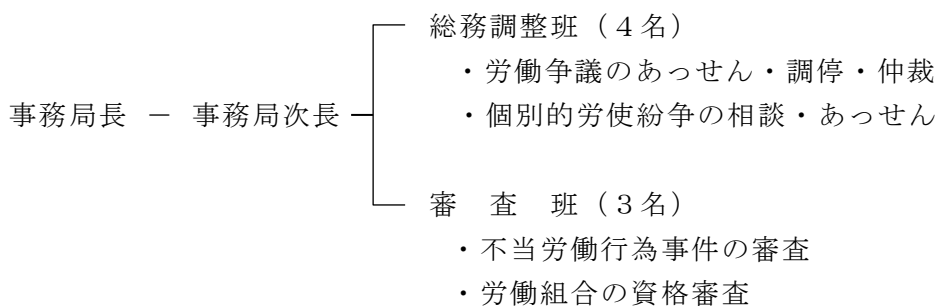
3 事務局

事務局は、労働組合法施行令第25条の規定により、委員会の事務を処理するため設置され、会長の同意を得て知事が任命する職員をもって構成されている。

事務局の組織、事務分掌等については、岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則により定められている。

事務局の組織及び職員数は、次のとおりである。

〔事務局組織図〕



定員 9 人 現員 9 人

事務局職員名簿

班 名	職 名	氏 名	任命年月日
	事務局長	坪井 俊 隆	R 5. 4. 1
	事務局次長	森 本 章 敬	R 6. 4. 1
総務調整班	総括副参事	角 南 和 子	R 4. 4. 1
	副 参 事	石 川 誠 二	R 5. 4. 1
	主 幹	國 末 友加里	R 6. 4. 1
	主 任	山 縣 香	R 5. 4. 1
審査班	総 括 参 事	近 藤 仁 志	R 6. 4. 1
	副 参 事	中 藤 敏 晴	R 5. 4. 1
	主 任	遠 藤 隆 宏	R 5. 4. 1

(令和6年12月31日現在)

第2節 会 議

1 総 会

総会は、委員の全員で行われる会議である。

労働委員会の運営は、総会を中心として行われる。総会においては、労働委員会規則第5条第1項各号に掲げる諸事項を審議決定するほか、公益委員会議の状況や、あっせん員、調停委員会委員長、仲裁委員会委員長、審査委員等から事件処理状況等について報告を受ける。

当労働委員会では、労働委員会規則第4条の規定及び当労働委員会の申合せに基づき、原則として毎月1回（第2又は第4木曜日）定例総会を開催することとしているが、その他会長が必要と認めたとき等に臨時総会を開催している。

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1517	6. 1. 11	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第1516回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第1529回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和5年(不)第1号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集団的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和5年10月～12月期の取扱状況について 3 その他 (1) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題について (2) 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議における議題について (3) 令和6年度総会開催日程案について (4) 労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について (5) リスティング広告の個別労働紛争処理制度の広報への活用に関する実証実験の結果について

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1518	6. 2. 8	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1517 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1530 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 令和 5 年度中国地区労働委員会会長連絡会議について (3) 令和 6 年度諸会議開催予定について (4) 委員研修の実施について (5) 令和 6 年度全国労働委員会会長連絡会議の議題について (6) 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について (7) 労働委員会制度創設 80 周年記念行事に係る提案の募集について
1519	6. 3. 14	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1518 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1531 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
		◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について	
1520	6. 4. 11	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱・解任について (2) 第 1519 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1532 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和 6 年 1 月～3 月期の取扱状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 個別的労使紛争処理制度に係る広報について (3) 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について (4) 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について
1521	6. 5. 9	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・難波・檜本・林・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1520 回総会議事録の承認について

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
		2 報告事項 ◎ 第 1533 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 令和 6 年度全国労働委員会会長連絡会議の議題について (3) 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について	
1522	6. 6. 27	出席委員	(公) 西田・岡部・大河・安田 (労) 阪口・檜本・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷
		1 審議事項 (1) 第 1521 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1534 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について (3) 令和 6 年度全国労働委員会会長連絡会議について (4) 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について (5) 個別労働紛争解決研修について	

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1523	6. 7. 25	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1522 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1535 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和 6 年 4 月～6 月期の取扱状況について 3 その他 (1) 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について (2) 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について
1524	6. 8. 22	出席委員	(公) 西田・岡部・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1523 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1536 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 「個別的労使紛争処理制度」に係る周知月間の取組について

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1525	6. 9. 26	出席委員	(公) 西田・岡部・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1524 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1537 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集団的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 令和 6 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について (2) 11 月の任期満了に伴う事項について
1526	6. 10. 24	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第 1525 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1538 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集団的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和 6 年 7 月～9 月期の取扱状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 令和 6 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について (3) 委員研修の実施について

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1527	6. 11. 28	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
		1 審議事項 (1) 第 50 期岡山県労働委員会会長及び会長代理の選挙について	
1528	6. 11. 28	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
		1 審議事項 (1) 第 1526 回総会議事録の承認について (2) 岡山県労働委員会の運営に関する申合せについて (3) あっせん員候補者の委嘱について (4) あっせん員の班編成に関する申合せについて (5) 個別的労使紛争の処理に関する申合せについて 2 報告事項 ◎ 第 1539 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会について (3) 令和 6 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について	
1529	6. 12. 12	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
		1 審議事項 (1) 第 1527 回・第 1528 回総会議事録の承認について	

回	開催年月日	出席委員及び付議事項
		2 報告事項 ◎ 第 1540 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 （1）岡委令和 5 年（不）第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 （1）集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 （1）個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 （1）争議行為の予告通知について （2）令和 6 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について （3）令和 7 年度全国労働委員会会長連絡会議の議題について （4）令和 7 年度諸会議開催予定及び出席予定委員案について （5）令和 7 年度総会開催日程案について （6）令和 11 年全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催希望について

2 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労働委員会規則第9条第1項各号に掲げる事項（労働組合の資格審査、不当労働行為事件の審査及び地方公営企業等の職員に係る管理者等の範囲の認定告示等）を審議する。

当労働委員会では、原則として定例総会終了後開催することとしているが、このほかにも必要に応じ開催することとしている。

回	開催年月日	付 議 事 項
1530	6. 1. 11	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1531	6. 2. 8	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1532	6. 3. 14	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）

回	開催年月日	付 議 事 項
1533	6. 4. 11	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1534	6. 5. 9	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1535	6. 6. 27	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1536	6. 7. 25	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）

回	開催年月日	付 議 事 項
1537	6. 8. 22	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)
1538	6. 9. 26	1 審議事項 (1) 労働組合資格審査関係 申請2件 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)
1539	6. 10. 24	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)
1540	6. 11. 28	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)
1541	6. 12. 12	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)

3 連絡協議会、連絡会議及び諸会議

労働委員会委員は、労働委員会規則第 86 条の規定により、公益、労働者、使用者の各構成員の三者構成による連絡協議会、会長の連絡会議及び諸会議を全国又はブロック（連絡協議会にあつては中国地区、連絡会議にあつては中国地区、中国・四国地区）ごとに設け、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理に必要な統一と調整を図っている。

これらの会議の開催状況は、次のとおりである。

(1) 全国会議

○ 全国労働委員会会長連絡会議

(令和 6 年 6 月 14 日、於：岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘
事務局 (局長)坪井 俊隆 ほか

イ 講演

「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性
— 名古屋自動車学校（再雇用）事件・最一小判令 5・7・20 —」
講師：東京都労働委員会公益委員
東京大学大学院法学政治学研究科教授 神吉 知郁子 氏

ウ 議題

議題懇談

「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて」

(中労委提案)

○ 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会

(令和 6 年 11 月 14 日～15 日、於：東京都「一橋大学一橋講堂」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘 岡部 宗茂
労働者委員 林 康宏 古角 美姫
使用者委員 西谷 治朗 三宅 崇文
事務局 (局長)坪井 俊隆 ほか

イ 講演

「近年における労働裁判例の動向」
講師：元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏

ウ 議題

- ① 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について

(北海道・東北ブロック公労使提案)

- ② 審査の迅速化に向けた取組について

(中労委提案)

- ③ 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

(近畿ブロック公労使提案)

(2) ブロック会議

○ 中国地区労働委員会会長連絡会議

(令和6年1月30日、於：広島市「広島国際会議場」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘 濱田 陽子
事務局 近藤 宏明 ほか

イ 議題

- ① 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係る相談への対応について

(島根県提案)

- ② 不当労働行為救済申立てに係る労働組合の資格審査について

(広島県提案)

- ③ ウェブ方式による会議、事件手続等の実施について

(広島県提案)

- ④ 令和5年の不当労働行為事件、労働争議の調整(あっせん)及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について

(平成29年度会議での決定議題)

○ 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会

(令和6年5月20日、於：鳥取市「ホテルモナーク鳥取」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘 安田 祐介
労働者委員 檜本 博美 難波 浩一
使用者委員 横山 圭介 石田 敦志
事務局 近藤 仁志 ほか

イ 講演

「フリーランスとギグワーカーの労働者性」

講師：中央労働委員会地方調整委員

千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏

ウ 議題

- ① 申請者(労働者側)が雇用関係の継続を前提として紛争解決を求めたあっせんの中で、退職の意思を示した場合の対応について

(広島県提案)

- ② 労働基準法違反を主要な争点とするあっせん申請への対応について

(鳥取県提案)

○ 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議

(令和6年7月16日、於：高松市「香川県庁本館会議室」)

ア 出席者 公益委員 (会長代理)岡部 宗茂
事務局 森本 章敬 ほか

イ 議題

- ① 履行確認について

(広島県提案)

- ② 単一組織組合に対する組合資格審査での労組法第2条の要件該当性について
(香川県提案)

第3節 表彰関係

1 叙勲・褒章

該当者なし

2 表 彰

令和6年11月、岡山県労働委員会の委員在職中に功労があったとして、梶原康彦委員が岡山県知事感謝状を受賞された。

第4節 労働委員会業務改善の検討経過

1 労働委員会活性化のための検討委員会について

労働委員会が置かれている現状を踏まえ、その機能を発揮し、使命を十分に果たすための具体的方策とともに、社会的にその存在意義を高めるための機能の拡充策等について検討を行い、もって労働委員会の一層の活性化を図るために、全国労働委員会連絡協議会運営委員会の小委員会として、平成21年11月に設置された。

これまでに、平成22年7月に第1次報告書、平成23年6月に第2次報告書、平成24年6月に第3次報告書、平成25年6月に第4次報告書がそれぞれ取りまとめられている。

2 中労委における支援について

都道府県労委が行う個別紛争処理業務に対する中労委の支援の在り方等について検討するため、平成27年2月開催の「全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会」における決定に基づき、全労委運営委員会の小委員会として「個別紛争処理制度委員会」が設置された。同委員会における中間報告（同年10月）として次のような項目について取りまとめが行われ、取組が進められている。

- ・個別紛争データベースの構築（平成29年度から運用を開始）
- ・委員・職員向け研修の充実（平成28年度から新たな専門研修の創設）
- ・認知度アップのための取組（周知月間（毎年10月）での全国共同PRの実施）

3 今後の労働委員会の在り方をめぐる議論について

- (1) 平成30年11月開催の全国労働委員会連絡協議会総会において、「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」が議題とされ、その後に開催された全労委運営委員会において、「労働委員会の在り方検討小委員会」を設置することが決定され、同小委員会のもとに作業チームが置かれることになった。作業チームや同小委員会で議論、検討を経て、令和元年11月開催の全国労働委員会連絡協議会総会で「中間整理」として検討状況が報告された。

- (2) 「中間整理」を踏まえ、制度改正を含む検討を行う 10 項目と速やかに実施する事項（運用改善）が選定され、令和 2 年 11 月開催の全国労働委員会連絡協議会総会で「今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ」として検討結果等が報告された。その中で、労委規則の見直しを検討すべきとされた項目のうち、審問の開始期限、答弁書の提出期限等については、労働委員会規則が改正され、令和 3 年 10 月 1 日から施行された。
- (3) 労働委員会の在り方検討小委員会で引き続き検討することが適当とされた残る 8 項目に加え、行政手続の I T 化等最近の労働委員会をめぐる課題、今後の労働委員会の新たな役割等について検討を行うため、令和 3 年 11 月、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」が設置された。同年 12 月以降 7 回にわたり開催された同小委員会での議論・検討を経て、令和 4 年 9 月、8 項目について中間報告が取りまとめられた。その後、労働委員会における新たな課題である I T 活用や社会経済情勢の変化を見据えた中長期的なあり方について、引き続き検討を進めるため、令和 5 年 1 月以降 7 回にわたり同小委員会での議論・検討が行われ、同年 10 月に最終報告書が取りまとめられ、今後の労働委員会の新たな役割として、過半数代表と労働委員会及びフリーランスと労働委員会の問題について、現状と課題が整理された。
- (4) 上記最終報告を受け、労働委員会に過半数代表やフリーランスに関する事案が持ち込まれた場合の対応、関係機関との連携の在り方など、労働委員会が具体的にどのような対応を行うこととするか等について実務課題等の検討を行うために、中央労働委員会公益委員懇談会の下に「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会」が設置された。令和 6 年 5 月以降 4 回にわたり開催された同検討会での議論・検討を経て、令和 7 年 1 月に中間報告が取りまとめられた。

4 令和 6 年における本県労働委員会の主な取組について

(1) 労働委員会委員及び事務局職員に係る研修会の開催

労働委員会委員及び事務局職員の資質の維持・向上を目的として、令和 6 年 3 月に、特定社会保険労務士 中前 貴子氏を講師に招き、「個別労使紛争の解決に向けた取り組み～あっせん委員の経験を振り返って～」の演題により、研修を実施した。

(2) 各種広報媒体の活用による周知活動

労働委員会が取り組んでいる個別的労使紛争の相談とあっせんについて、次のような広報媒体を活用して周知活動を行った。

- ・ホームページ（労働委員会事務局）
- ・県政広報資料（公聴広報課）
- ・おかやま労働（労働雇用政策課）
- ・FMラジオ、AMラジオ（公聴広報課）
- ・NHKデータ放送（公聴広報課）
- ・SNS（Facebook, X）（公聴広報課）
- ・関係機関広報誌への記事掲載（労働委員会事務局）

上記に加えて、認知度を高める観点から、全労委運営委員会の決定に基づき、平成 21 年度から行っている共同 P R 事業として、個別労働紛争処理制度の周知月間（令和 6 年 10 月）に際し、次のような活動を行った。

- ・チラシ、ポスターの作成、配付（労働委員会事務局）
- ・生活情報紙や就職情報誌への記事の掲載依頼（労働委員会事務局）
- ・県内コンビニ等へのチラシ設置（公聴広報課）
- ・県立図書館との連携展示（労働委員会事務局、県立図書館）
- ・ディスプレイ広告（労働委員会事務局）

第 3 章 調 整 関 係

第 1 節 労働争議の調整

労働争議は、その当事者である労使が自主的に解決するのが原則である。

労働委員会は、労働争議の調整については、原則として、当事者からの要請が行われた場合にその機能や権限を行使する。

労働争議（集团的労使紛争）の調整とは、労働争議が発生し、紛争が深刻化して自主解決が困難なときに、当事者からの申請に基づいて、紛争解決のために適切な助力をして、争議を平和的に解決するものである。

調整には、あっせん・調停・仲裁の三種類がある。あっせんは、あっせん員が労使双方の間に立ち、その争点を明らかにし、紛争の妥結・調整に助力することで、当事者の自主的な歩み寄りを促し、当該争議の解決に努める方法である。調停は公・労・使各委員からなる三者構成の調停委員会が調停案を提示して解決を図る方法であり、当事者は調停案の受諾を法律上強制されることはないが、調停委員会は調停案に理由を付して公表し、受諾を促すこともできる。また、仲裁は、公益委員の中から労使双方が合意選定した者三名で構成する仲裁委員会の下す仲裁裁定に、労働協約と同一の効力を与えて争議の解決を委ねるという方法である。

1 取扱件数

（1）事件の申請状況

令和 6 年における調整申請件数は 1 件で、前年に比べ 4 件減少した（第 1 表）。申請件数を月別に見ると、3 月に 1 件で、調整種別は、「あっせん」である。

第 1 表 調 整 取 扱 件 数

（単位：件）

年別 区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
前年からの繰越	1	0	2	0	1
新規申請件数	4	2	0	5	1
合 計	5	2	2	5	2
あ っ せ ん	5	2	2	5	2
調 停	0	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0	0

（2）事件の内容

① 申請者

申請者は使用者で、当事者組合の上部団体は連合系であった。

② 申請項目

申請項目は、36 協定の締結であった。

③ 産業別

申請事件を産業別にみると、第3次産業の医療業であった。

(3) 事件の終結状況

① 終結内容

令和6年の取扱事件2件は、全て年内に終結した。

終結した事件の内訳は、全て打切となっている(第2表)。

② 所要日数

令和6年における終結事件の、終結までの平均所要日数は41.0日である。

③ 調整回数

令和6年における終結事件の、平均調整回数は1回である。

第2表 終結・繰越区分別件数

(単位：件)

区分 \ 年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
解 決	3	0	0	1	0
取 下	0	0	0	2	0
打 切 ・ 不 調	2	0	2	1	2
不 開 始	0	0	0	0	0
次 年 繰 越	0	2	0	1	0

2 調整事件一覧

一連 番号	番号	事 件 名	業 種	調整区分	申 請 年 月 日	申 請 者	調 整 事 項	担 当 委 員	結 束 年 月 日	終 結 区 分	調 整 回 数	所要 日 数 ※1
1428	5-5	(前年繰越) E 教育委員会争議	宿泊業・飲食サ-ビス業	あっせん	5.12.22	労	会計年度任用職員(調理員)の任用期間と配置基準に関する団体交渉の促進	(公)岡部 (労)檜本 (使)横山	6.3.8	打切	1	74
1429	6-1	A 社会福祉法人 争議	医療業	あっせん	6.3.14	使	36 協定の締結	(公)安田 (労)阪口 (使)石田	6.3.25	打切	1	8

※1 所要日数は、あっせん員指名月日(当日を含む。)から終結月日(当日を含む。)までの日数である。

3 調整事件の概要

(1) E教育委員会争議（令和5年調第5号）

① 関係当事者

申 請 者	被 申 請 者
組 合 名 e労働組合 上部団体 日本自治体労働組合総連合	使 用 者 名 E教育委員会 事業の種類 宿泊業・飲食サービス業

② あっせん員 (公) 岡部 宗茂 (労) 檜本 博美 (使) 横山 圭介

③ あっせん事項 会計年度任用職員（調理員）の任用期間と配置基準に関する団体交渉の促進

④ 申請年月日 令和5年12月22日 調整回数 1回

⑤ 終結年月日 令和6年3月8日 終結区分 打切

⑥ 事件の概要

会計年度任用職員（調理員）の任期と配置基準の変更について団体交渉を実施してきたが、使用者側が進展がないとして交渉を打ち切ったため、組合側があっせん申請に至ったもの。

⑦ 主張の要点

組 合	使 用 者
・現在の会計年度任用職員（調理員）の任用期間は、労使の合意事項であり、その変更は労使協議を経て、合意により解決すべきだ。 ・任用期間は労働条件に関わる交渉事項である。 ・現在の職員配置基準では、人数が不足しているので、具体的な期限を示して、配置基準の見直しを行って欲しい。	・職員定数が減少することから、来年度採用分から任用期間を変更する。 ・任用期間は、管理運営事項であり、交渉事項には当たらない。 ・配置基準の改善は前向きに研究するが、実施時期は明言できない。人数が不足するところには、運用で対応する。

⑧ 調整の経過

あっせん員は、労使の話し合いの再開を主眼に置いた緩やかな内容での調整を図ったが、使用者側がこれを拒否したため、これ以上の調整は困難と判断して、打切を決定した。

なお、打切に際しては、労使双方に対して、話し合いを継続することの意義を説示するとともに、使用者側に対しては、管理運営事項であっても、職員の労働条件に関することは、義務的団体交渉事項であるとする裁判例もあるので、慎重に検討するよう促した。

(2) A社会福祉法人争議（令和6年調第1号）

① 関係当事者

申 請 者	被 申 請 者
使用 者 名 A社会福祉法人 事業の種類 医療業	組 合 名 a労働組合 上部団体 全日本自治団体労働組合

② あっせん員 (公) 安田 祐介 (労) 阪口 林 (使) 石田 敦志

③ あっせん事項 36協定の締結

④ 申請年月日 令和6年3月14日 調整回数 1回

⑤ 終結年月日 令和6年3月25日 終結区分 打切

⑥ 事件の概要

職場内でのハラスメントに伴う懲戒処分の手続に関して、労使の間で意見が対立し、組合がその要求を実現するために36協定の締結を交渉手段としたために、使用者側があっせん申請に至ったもの。

⑦ 主張の要点

使 用 者	組 合
・ハラスメント調査委員会の判定には手続上の瑕疵等があり、公正な判定を得るために、外部の第三者委員会に再調査を依頼した。 ・調査委員会の判定に問題があれば、就業規則を定めた支部長には、再調査をさせる権限がある。 ・組合は36協定の内容に関係しない事項を協定締結の条件としており、このような条件には応じられない。	・使用者側は、ハラスメント規程にない支部長の権限で再調査を命じたが、これは3月末日に退職予定の加害者に懲戒処分が及ばないようにするための遅延行為だ。 ・3月末日までに規程に基づき懲戒委員会を開催し、加害者に対して公正な処分を行うことを求める。 ・上記の規程違反のほか、36協定の違反者も3年連続で出ており、ルールを守らない者と36協定の締結はできない。

⑧ 調整の経過

あっせん員は、労使双方がハラスメント調査委員会の組織、人選、権限等について誠実に協議し、職場におけるハラスメントに適正に対応するとした条件を提示するなどして粘り強く調整を進めたが、合意には至らず、これ以上の説得は困難と判断して、あっせん打切を決定した。

なお、打切に際しては、地域の中核病院として公益性も高く、地域にとって不可欠な存在であることに鑑み、今回の争議の速やかな解決を強く要望した。

第 2 節 争議行為予告通知

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、公益事業に係る関係当事者が争議行為を行おうとするときには、少なくとも 10 日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事に対して争議行為を予告通知する義務を課しており、労働委員会は、当該予告通知を受理する。

令和 6 年において予告がなされたものは、次のとおりである。

〈争議行為予告通知の受理状況〉

業 種	航 空	道路貨物	医 療	陸上旅客	港 湾	通 信	そ の 他	合 計
件 数	19	6	4	3	2	2	2	38

第3節 実 情 調 査

1 実情調査の目的

労働争議の実情調査は、労働関係調整法第12条第1項の規定によるあっせん申請等があった場合及び同法第37条第1項の規定による公益事業の争議行為予告通知があった場合に、労働委員会規則第62条の2から第62条の4までの規定により行っている。

この実情調査の意義は、調査を開始することによって当該争議の内容を迅速かつ的確に把握できるとともに、当事者間の自主交渉が促進され、そのため争議の早期解決が図られるという点にある。

2 実情調査の概要

令和6年の実情調査件数は、5件（前年からの繰越を除く。）で、その内訳は、あっせん申請に基づくものが1件、争議行為の予告通知に基づくものが4件となっている。

交渉事項別にみると、賃金増額が2件、一時金が2件、その他が1件となっている（第1表）。

次に、令和6年の実情調査（前年からの繰越を含む。）を終結理由別にみると、解決が4件、打切が2件となっている（第2表）。

第1表 交渉事項別実情調査件数

（単位：件）

年別 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	9	6	5	7	5
（内訳）					
賃 金 増 額	2	2	2	2	2
一 時 金	2	2	2	2	2
労 働 協 約	0	0	0	0	0
合理化問題	0	0	0	0	0
労働時間短縮	0	0	0	0	0
解雇・配転	0	0	1	0	0
退 職 金	0	0	0	0	0
そ の 他	5	2	0	3	1

第2表 終結理由別実情調査件数

(単位：件)

区分 \ 年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	11	6	7	7	6
(内訳)					
解 決	8	3	5	6	4
調 整 移 行	1	0	0	0	0
打 切・不 調	2	1	2	1	2
翌年へ繰越	0	2	0	0	0

第4節 個別的労使紛争に係る相談・あっせん

個別的労使紛争処理制度は、個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争について、紛争当事者からの相談に応ずるとともに、必要に応じてあっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的とした制度である。

あっせんは、公労使の3名のあっせん員が、労使双方の間に立って、問題点の整理、意見の調整、助言などを行いながら、話し合いによる円満な解決に努める方法である。岡山県では、個別的労使紛争の処理に関する要綱を平成13年7月に制定し、同年8月から実施している。なお、同年10月からは、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から「個別的労使紛争の相談・あっせんに関する事務」の委任を受けた取組となっている。

個別的労使紛争に係る相談・あっせんの取扱件数について、令和6年は事務局への相談が114件であった。また、あっせん申請は5件で、その内容は、解雇に係る事案1件、賃金未払に係る事案1件、パワハラ・嫌がらせに係る事案3件となっている。終結状況は、あっせん実施が2件で、解決2件となっており、残る3件は不開始となっている。

なお、前年からの繰越1件については、あっせんを実施し打切となっている。

1 取扱件数

(単位：件)

区分 \ 年別		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事務局への相談		194	173	133	105	114
あっせん申請（新規）		5	3	4	2	5
あっせん申請（前年からの繰越）		1	0	1	0	1
合 計		6	3	5	2	6
あ っ せ ん 実 施		5	1	3	1	3
内 訳	（ 解 決 ）	3	1	1	0	2
	（ 打 切 ）	2	0	2	1	1
	（ 取 下 げ ）	0	0	0	0	0
不 開 始		1	0	1	0	3
取 下 げ		0	1	1	0	0
翌 年 へ 繰 越		0	1	0	1	0

2 相談・あっせん一覧

番号	事 件 名	相談（あっせん）事項	申 請 申 年 月 日	申 請 者	あっせんの実施状況			あっせん員 (公)、(労)、(使)
					実 施 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 状 況	
5-02	Bインテリア販売業株式会社事件	懲戒解雇の撤回 あっせん日での合意退職の確認 慰謝料、あっせん合意日までの給与等の支払	R5. 11. 14	労	R6. 1. 10	R6. 1. 10	打切	大河、阪口、梶原
6-01	A小売業株式会社事件	パワハラに対する謝罪及び解決金の支払	R6. 2. 27	労	---	R6. 3. 26	不開始 (不参加)	濱田、難波、西谷
6-02	B御売業株式会社事件	雇用の継続又は退職金の増額	R6. 4. 19	労	R6. 5. 21	R6. 5. 21	解決	西田、古角、西谷
6-03	C清掃業株式会社事件	未払残業代の支払及び労働時間の訂正 調整休日の特例的付与に関する通知の周知	R6. 6. 19	労	R6. 7. 31	R6. 7. 31	解決	濱田、難波、三宅
6-04	D法人事件	不法行為及び地位喪失に対する慰謝料の支払	R6. 6. 28	労	---	R6. 7. 8	不開始 (不参加)	大河、檜本、横山
6-05	E娯楽業株式会社事件	職場環境配慮義務違反により出勤が困難となった損害に対する解決金の支払	R6. 11. 21	労	---	R6. 12. 17	不開始 (不参加)	岡部、檜本、横山

第 4 章 審 査 関 係

第 1 節 不当労働行為事件の審査

不当労働行為救済制度は、使用者が労働者に対して、労働基本権又はその行使について侵害を加えたときに、労働委員会が使用者に対して行政処分を通じ、その侵害の排除又は原状回復を命じる制度である。

労働委員会は、労働組合又は労働者から、使用者が労働組合法第 7 条各号に掲げる不当労働行為（労働者の解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉の拒否、労働組合の運営への支配介入等）を行ったとして救済の申立てがなされたとき、その事実の有無を審査し、不当労働行為が認められる場合には救済命令を、認められない場合には棄却命令又は却下決定を発する。

なお、命令又は決定を受けた当事者は、労働組合法第 27 条の 15 の規定により、中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

1 審査期間の目標

当労働委員会では、公益委員会議において、審査期間の目標を 1 年と定めている。

2 取扱件数

本年の取扱件数は 1 件で、新規申立てはなく、前年からの繰越の 1 件であった。

本年に終結した事件はなかった。

第 1 表 不当労働行為事件取扱件数

労 組 法 第 7 条 の 該 当 号 別	係 属		終 結						翌年へ 繰 越
	前年 から 繰越	本年 新規	命 令 ・ 決 定				和 解 取下げ		
			却下	一部 救済	全部 救済	棄却			
計	1	1							1
1号〔差別扱い 雇用条件									
2号 団交拒否	1	1							1
3号 支配介入									
1号2号複合									
1号3号複合									
2号3号複合									
1号2号3号複合									

第2表 不当労働行為事件の年次別取扱状況（令和2年～令和6年）

年 別	係 属		終 結						翌年へ繰 越
	前年 から繰越	本年 新規	命 令 ・ 決 定				和 解 取下げ		
			却下	一部 救済	全部 救済	棄却			
令和 2	3		3	1				1	2
3	2	2		1	1				1
4	2	1	1						2
5	3	2	1	2			1※	1	1
6	1	1							1

※「棄却、一部却下」を含む。

3 不当労働行為事件一覧表

事 件 番 号	令 5 (不) 1
労組法第 7 条該当号	2
申 立 年 月 日	5. 9. 27
申 立 人 の 主 張	被申立人が、団体交渉において、申立人の要求した賃上げ要求の根拠となる財務諸表等の客観的な根拠を提示せず、自らの回答に固執していることなどは、誠実な交渉を行わない不誠実団交である。
担 当 審 査 委 員	岡 部、大 河
担 当 参 与 委 員 (労) ・ (使)	(労) 林 (使) 西谷
調 査 開 始 年 月 日	5. 9. 27
調 査 回 数	6
審 問 回 数	-
審 問 終 結 年 月 日	-
組 合 資 格 決 定 年 月 日	-
命 令 (決 定) 内 容	-
命 令 以 外 の 結 果	-
命 令 (決 定) 書 交 付 年 月 日	-
申 立 後 経 過 日 数	462
備 考	翌年へ繰越

(注) 1 申立後経過日数は、令和 6 年末までの日数を記載

4 審査事件の概要

令和5年（不）第1号事件

（7条2号）

	申 立 人	被 申 立 人	委 員
当事者	組合	製造業	審査委員長 岡部
主 要 主 張	被申立人が、団体交渉において、賃上げ要求の根拠となる財務資料等の客観的な根拠を提示せず、自らの回答に固執していることや、三六協定締結を冬季一時金回答の条件にし、三六協定を締結しなければ主張が平行線であることはやむを得ないし、倒産に至ることもありうるという態度を示すことは、誠実な交渉を行わない不誠実団交である。	交渉事項についての判断に必要な限度において、根拠となる数字を開示している。 また、三六協定締結促進のために冬季一時金の増額を提案することは、団体交渉の本旨に適合するもので、「このままだと会社解散に至るから早急に三六協定を締結せよ」という交渉態度を取ったこともないこと等からいずれも不誠実団交に該当しない。	審査委員 大河 参与委員 （労）林 （使）西谷
審 査 経 過	（5－1事件） ・R5. 9.27 申立て ・R5.12.18 第1回調査 ・R6. 2.19 第2回調査 ・R6. 3.29 第3回調査 ・R6. 6.14 第4回調査 ・R6. 8. 7 第5回調査 ・R6.11.12 第6回調査		
その他			

5 不当労働行為事件の再審査事件係属一覧

事件番号・事件名	初 審 (当 委 員 会)			再 審 査 (中 労 委)			備 考
	申立年月 日	申 立 内 容	命 令 内 容	申立年月日	命 令 内 容	命 令 内 容	
令和2年(不)第1号 協進商会事件	R 2. 4. 8	不利益取扱い、団交拒否 及び支配介入	R 3. 8. 20	R 3. 9. 1 (被申立人)	(係属中)		

第2節 不当労働行為事件の命令・決定

該当なし

第3節 行政訴訟事件

使用者は、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときに限り労働組合法第27条の19の規定により、また、労働者及び労働組合は行政事件訴訟法の規定により、労働委員会の発した命令について、地方裁判所にその取消しを求める訴えを提起することができる。行政訴訟の提起については、平成26年以降、前年からの繰越及び新規案件はない。

第4節 労働組合の資格審査

資格審査制度は、労働組合に、組合の自主性とその組織・運営の民主性を保たせるため設けられたものである。

労働委員会は、労働組合から労働委員会規則第22条各号に規定する事項（不当労働行為の救済、労働組合の法人登記等）を理由に資格審査の申請があったとき、当該組合が労働組合法第2条（自主性の要件）及び第5条第2項（民主性の要件）の規定に適合するかどうか審査する。

1 取扱件数

本年の取扱件数は3件で、前年からの繰越が1件、新規申請が2件である。

申請目的は、不当労働行為救済申立て及び委員推薦に伴うものである。

なお、本年に係属した3件のうち、1件は翌年へ繰り越した。

第1表 資格審査取扱件数

労委規則第 22 条 による申請区別	係 属			補正 勧告	終 結				翌年へ 繰 越
	前年 から 繰越	本年 新規	決 定		打 切 り	取 下 げ			
			適格				不適格		
計	3	1	2		2	2			1
1 号 { 労協拡張 委員推薦 救済申立	2		2		2				
	1	1							1
	2 号 法人登記								
4 号 その他									

第2表 資格審査の年次別取扱状況（令和2年～令和6年）

年 別	係 属			申請の目的別 内 訳					補 正 勧 告	終 結				翌年へ繰越	
	前年 から 繰越	新 規	労協 拡張	委員 推薦	救済申立	法人 登記	その他	決 定		打 切 り	取 下 げ				
								適 格				不 適 格			
令和															
2	10	2	8		7	3				8	7		1		2
3	3	2	1		1	2				2	2				1
4	7	1	6		5	2				5	5				2
5	3	2	1			3				2	1		1		1
6	3	1	2		2	1				2	2				1

第5節 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者（監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者）の範囲を認定し告示する。

本年は、前年からの繰越はなく、新規案件もなかった。

第1表 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示の年次別取扱状況
(令和2年～令和6年)

年	取 扱		認定告示	取 下 げ	翌 年 へ 繰 越
		前年から 繰 越			
令和2	0				0
3	1		1		0
4	0				0
5	0				0
6	0				0

第6節 争議行為予告違反被疑事件

労働関係調整法第37条の規定に違反すると疑われる事実があることを知ったとき、労働委員会は、公益委員会議の決定により審査を行い、その結果、違反の疑いがある場合にはその者に対し警告を発することができる。

また、審査の結果、処罰の必要があると認めたときは、書面によって検察官に対し処罰の請求をしなければならない。

本年は、前年からの繰越はなく、新規案件もなかった。

◎ 統計資料

① 労働争議調整事件取扱件数

単位:件

区分	岡山県労委 新規申請(職権含む)				全 労 委 新 規 申 請
	内 訳			合 計	
	あっせん	調 停	仲 裁		
昭和21		2		2	188
22	8	6		14	894
23	27	14	2	43	1,414
24	9	4		13	1,300
25	15	12		27	1,114
26	22	16	1	39	1,034
27	21	1		22	1,052
28	28	2		30	1,071
29	10	2		12	1,023
30	28	2		30	1,124
31	17	2		19	1,030
32	22	4		26	1,341
33	23	2	1	26	1,177
34	22	4		26	1,300
35	15	1		16	1,201
36	52	14		66	1,829
37	28	11		39	1,625
38	27	5		32	1,443
39	25	12		37	1,483
40	62	6	1	69	1,698
41	15	4		19	1,621
42	22	5		27	1,482
43	19	1		20	1,458
44	15	3		18	1,648
45	25	3		28	1,554
46	17	3		20	1,768
47	43			43	1,718
48	24			24	1,632
49	114	2		116	2,249
50	55	4		59	1,877
51	29			29	1,528
52	23			23	1,270
53	29			29	1,137
54	12			12	854
55	42			42	999
56	12			12	943
57	21			21	1,164
58	15			15	975
59	6			6	736
60	7			7	689
61	2			2	673
62	78			78	787
63	13			13	535

単位:件

区分	岡山県労委 新規申請(職権含む)				全 労 委 新 規 申 請
	内 訳			合 計	
	あっせん	調 停	仲 裁		
平成元	6	1		7	437
2	7			7	374
3	5			5	352
4	4			4	359
5	9			9	552
6	4			4	518
7	3			3	505
8	7			7	516
9	3			3	518
10	3			3	617
11	9			9	661
12	9			9	613
13	8			8	601
14	7			7	634
15	4			4	605
16	9			9	531
17	3			3	564
18	5			5	521
19	7			7	472
20	6			6	552
21	7			7	733
22	10			10	566
23	9			9	543
24	4			4	463
25	3			3	442
26	5			5	367
27	2			2	344
28	4			4	312
29	1	1		2	285
30				0	245
令和元	2			2	205
2	4			4	229
3	2			2	235
4				0	175
5	5			5	190
6	1			1	165
合 計	1,276	149	5	1,430	69,639

(注) 連続する同一当事者間の申請や中労委への移管等の取扱いにより、岡山県労委の申請件数の合計は、事件の一連番号と必ずしも一致しない。なお、全労委には中労委を含む。

資料:岡山県労働委員会、中央労働委員会

② 個別的労使紛争取扱件数

単位：件

区分	岡山県労委				全労委	岡山労働局	岡山地方裁判所
	事務局 への 相談	相談・ あつせん 申請	相談 (委員) 実施	あつせん 実施	あつせん 申請	あつせん・調停 (紛争調整委員会) 申請	労働審判 申立
平成13	18	6	6	3			
14	23	2	1	0	157	57	
15	36	1	1	0	286	90	
16	53	9	8	2	320	150	
17	42	12	12	6	288	126	
18	62	10	8	5	319	151	11
19	100	7	5	2	339	140	11
20	104	8	7	3	445	141	17
21	147	5	3	3	534	96	40
22	270	6	0	5	423	91	34
23	244	3	0	1	400	83	29
24	226	1	0	1	335	81	33
25	186	3	0	2	325	86	42
26	170	11	0	6	358	79	45
27	180	6	0	2	350	83	41
28	170	2	0	2	310	68	42
29	189	1	0	1	271	41	33
30	247	6	0	4	309	34	40
令和元	180	4	0	2	330	50	36
2	194	5	0	4	284	74	49
3	173	3	0	1	243	45	45
4	133	4	0	3	230	31	31
5	105	2	0	1	258	54	44
6	114	5	0	2	285	—	—
計	3,366	122	51	61			

(注)資料は、公表されている厚生労働省報道発表資料及び司法統計から、当局が作成したもの

1 岡山県労委(暦年件数)

平成13年8月から実施。委員による相談前置は平成22年11月から省略

2 全労委(暦年件数)

個別的労使紛争に関する制度を実施する労委(平成17年以降は44労委)の件数の計

3 岡山労働局(年度件数)

・あつせんは平成13年10月から実施

・調停は、男女雇用機会均等法については昭和61年4月、パートタイム・有期雇用労働法については平成20年4月、育児・介護休業法については平成22年4月、労働施策総合推進法については令和2年6月から実施

4 岡山地方裁判所(暦年件数)

労働審判は平成18年4月から実施

③ 不当労働行為事件取扱件数（岡山県労委）

単位：件

区分	取扱件数	新規申立 (左の再掲)	終結状況				繰越件数
			命令・決定	取下げ・和解	関与和解 (左の再掲)	計	
昭和24	5	5	2			2	3
25	9	6	1	4	1	5	4
26	10	6	4	4	2	8	2
27	7	5	1	4	2	5	2
28	13	11	1	6	3	7	6
29	10	4		9	1	9	1
30	6	5	1	5	5	6	0
31	5	5		5	2	5	0
32	7	7	1	6	2	7	0
33	7	7		6	3	6	1
34	2	1	2			2	0
35	6	6		5	4	5	1
36	4	3		3		3	1
37	7	6		1		1	6
38	13	7	1	7		8	5
39	14	9	2	6		8	6
40	12	6	5	2	1	7	5
41	51	46	2	23		25	26
42	35	9	3	3		6	29
43	34	5	2	5	2	7	27
44	30	3	3	1		4	26
45	30	4	3	4	1	7	23
46	28	5		22		22	6
47	12	6	3	2		5	7
48	16	9	2	6	3	8	8
49	13	5	3	5		8	5
50	15	10		5		5	10
51	14	4		2		2	12
52	14	2	1	5	1	6	8
53	13	5	1	7	4	8	5
54	7	2		1		1	6
55	9	3		1		1	8
56	10	2	2			2	8
57	11	3		3	2	3	8
58	13	5		2	2	2	11
59	12	1		3	3	3	9
60	10	1		2	2	2	8
61	11	3				0	11
62	23	12	5	2		7	16
63	24	8		5	3	5	19
平成元	24	5	1	5		6	18
2	24	6	3	3		6	18

単位：件

区分	取扱件数	新規申立 (左の再掲)	終結状況				繰越件数
			命令・決定	取下げ・和解	関与和解 (左の再掲)	計	
平成 3	26	8	4			4	22
4	24	2	1	7		8	16
5	18	2	1	1		2	16
6	18	2	1	3	2	4	14
7	19	5	5	1	1	6	13
8	16	3		8		8	8
9	12	4		3	2	3	9
10	11	2	2	4	4	6	5
11	8	3	1	2	1	3	5
12	9	4	1	1	1	2	7
13	12	5	1	2	2	3	9
14	9	0		4	1	4	5
15	6	1		2	1	2	4
16	4	0	2	2	2	4	0
17	0	0				0	0
18	0	0				0	0
19	2	2				0	2
20	4	2		3	3	3	1
21	1	0				0	1
22	5	4	1			1	4
23	8	4	3			3	5
24	5	0	2			2	3
25	4	1	2			2	2
26	5	3	2			2	3
27	5	2	1	1	1	2	3
28	7	4				0	7
29	8	1	5	2	1	7	1
30	4	3		3	1	3	1
令和元	1	0	1			1	0
2	3	3		1	1	1	2
3	2	0	1			1	1
4	2	1				0	2
5	3	1	1	1		2	1
6	1	0				0	1
計		335	93	241	73	334	
			27.8%	72.2%	21.9%	100%	

(注) 旧労組法の不公正労働行為事件を含まない数値である。

資料：岡山県労働委員会

④ 不当労働行為新規申立件数

単位：件

種別 法第7条 該当号 年	岡山県労委												全労委	備 考
	1	2	3	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3	3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 4	1 ・ 3 ・ 4	計	合計	
昭和24	3				1		1					5	320	
25	5		1									6	526	
26	5	1										6	287	
27	3		1		1							5	320	
28	5	1	2	1	2							11	394	
29	3				1							4	445	
30	2	1			2							5	397	
31	3						1		1			5	367	
32	6		1									7	429	
33	4		2		1							7	443	
34					1							1	374	
35	1		3		2							6	392	
36			1						2			3	491	
37	1				3		2					6	518	
38	3	2	2									7	403	
39	4		1		3		1					9	430	
40	3	1	1		1							6	572	
41			2		43				1			46	660	
42	2	2	2		1				2			9	730	
43					2		1		2			5	591	
44					3							3	676	
45	2		1		1							4	1,483	
46	3	1			1							5	569	
47		1	2		2				1			6	928	
48	2		2		2		1		1		1	9	596	
49	1	2			2							5	714	
50	3	1	1		5							10	929	
51					3				1			4	730	
52					1			1				2	729	
53	1				3		1					5	685	
54	1				1							2	563	
55	1			1	1							3	778	
56	1				1							2	595	
57	2				1							3	576	
58	1	3	1									5	1,333	
59				1								1	572	
60	1											1	560	
61	2				1							3	546	
62	2	1	1		8							12	578	
63			1		5		1		1			8	430	
平成元	1				3		1					5	331	
2	1			1	3			1				6	274	

単位：件

種別	岡山県労委												全労委	備 考
法第7条 該当 号 年	1	2	3	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3	3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 4	1 ・ 3 ・ 4	計	合計	
平成 3					6			1	1			8	272	
4		1			1							2	267	
5					2							2	317	
6					2							2	349	
7			1	1		1	1				1	5	313	
8			1		1	1						3	327	
9	1		1		2							4	332	
10					2							2	354	
11		1							2			3	404	
12					2		1			1		4	384	
13		1					3		1			5	341	
14												0	394	
15									1			1	363	
16												0	311	
17												0	294	
18												0	331	
19	2											2	330	
20		1							1			2	355	
21												0	395	
22		2							1		1	4	381	
23		2			1		1					4	376	
24												0	354	
25		1										1	365	
26		1	2									3	371	
27							2					2	347	
28							1		3			4	303	
29							1					1	300	
30		1			1		1					3	298	
令和元												0	245	
2				1					2			3	280	
3												0	277	
4		1										1	227	
5		1										1	255	
6												0	-	
計	81	30	33	6	131	2	21	3	24	1	3	335	35,076	

(注) 全労委は中労委を含む。

資料：岡山県労働委員会、中央労働委員会

⑤ 労働組合数等の推移

(各年6月30日現在)

単位：(全国) 組合・千人・%、(岡山県) 組合・人・%

区分	全 国			岡山県		
	労働組合数	組合員数	推定組織率	労働組合数	組合員数	推定組織率
昭和50	33,424	12,590	34.4	1,168	209,827	35.1
55	34,232	12,369	30.8	1,186	200,166	30.9
60	34,539	12,418	28.9	1,191	195,421	28.8
61	34,216	12,343	28.2	1,177	194,023	28.2
62	34,033	12,272	27.6	1,178	190,978	27.3
63	33,750	12,227	26.8	1,167	189,351	26.6
平成元	33,683	12,227	25.9	1,169	187,561	25.9
2	33,270	12,265	25.2	1,151	187,953	25.6
3	33,008	12,397	24.5	1,153	189,605	25.4
4	33,047	12,541	24.4	1,151	190,792	25.2
5	32,552	12,663	24.2	1,151	192,376	25.2
6	32,581	12,699	24.1	1,149	192,964	25.0
7	32,065	12,614	23.8	1,153	191,657	24.5
8	31,601	12,451	23.2	1,157	188,933	23.9
9	31,336	12,285	22.6	1,163	184,203	23.6
10	31,062	12,093	22.4	1,140	180,907	23.4
11	30,610	11,825	22.2	1,147	177,202	23.1
12	31,185	11,539	21.5	1,128	173,310	22.9
13	30,773	11,212	20.7	1,117	168,871	22.5
14	30,177	10,801	20.2	1,102	162,726	22.5
15	29,745	10,531	19.6	1,056	156,606	22.0
16	29,320	10,309	19.2	1,050	154,657	21.0
17	28,279	10,138	18.7	969	148,909	20.4
18	27,507	10,041	18.2	945	147,521	19.8
19	27,226	10,080	18.1	922	147,627	19.7
20	26,965	10,065	18.1	897	146,597	19.2
21	26,696	10,078	18.5	888	149,522	18.9
22	26,367	10,054	18.5	889	148,159	18.9
23	26,052	9,961	18.1	876	147,909	18.6
24	25,775	9,892	17.9	875	146,428	18.1
25	25,532	9,875	17.7	872	151,467	18.7
26	25,279	9,849	17.5	855	149,746	18.5
27	24,983	9,882	17.4	849	148,521	18.6
28	24,682	9,940	17.3	843	149,779	18.6
29	24,465	9,981	17.1	838	153,237	19.0
30	24,328	10,070	17.0	820	151,788	18.8
令和元	24,057	10,088	16.7	815	148,885	18.2
2	23,761	10,115	17.1	802	149,019	18.6
3	23,392	10,078	16.9	787	146,356	18.5
4	23,046	9,992	16.5	775	145,036	17.9
5	22,789	9,938	16.3	766	144,971	17.4
6	22,513	9,912	16.1	748	144,017	17.1

資料：全 国 労働組合基礎調査（厚生労働省）
岡山県 労働組合基礎調査（労働雇用政策課）

⑥ 労働争議数等の推移

単位：（全国）件・千人・千日、（岡山県）件・人・日

区分	全 国			岡山県		
	総争議数	参加人員	労働損失日数	総争議数	参加人員	労働損失日数
昭和55	4,376	5,456	1,001	113	51,120	7,857
60	4,826	3,249	264	44	29,897	2,394
61	2,002	1,498	253	21	18,973	1,973
62	1,839	1,085	256	95	30,281	5,188
63	1,879	1,240	174	92	28,454	7,057
平成元	1,868	1,402	220	60	20,981	1,016
2	2,071	2,026	145	25	14,504	1,454
3	1,292	1,289	96	17	8,846	404
4	1,138	1,656	231	23	7,884	1,713
5	1,084	1,330	116	24	2,947	968
6	1,136	1,321	85	11	1,608	344
7	1,200	1,207	77	9	2,466	219
8	1,240	1,183	43	15	1,754	453
9	1,334	1,296	110	12	3,626	389
10	1,164	1,186	102	14	6,191	278
11	1,102	1,134	87	16	2,203	239
12	958	1,117	35	15	4,524	323
13	884	1,072	29	16	5,706	1,132
14	1,002	1,005	12	13	3,422	104
15	872	1,153	7	7	2,606	0
16	737	710	10	17	4,795	0
17	708	646	6	5	933	0
18	662	627	8	9	292	0
19	636	613	33	9	608	0
20	657	177	11	9	114	0
21	780	115	7	14	645	0
22	682	111	23	17	1,687	0
23	612	58	4	15	733	45
24	596	126	4	10	317	10
25	507	128	7	9	617	436
26	495	122	20	9	241	20
27	425	174	15	7	106	94
28	391	70	3	10	335	41
29	358	132	15	7	396	9
30	320	103	1	6	316	15
令和元	268	105	11	7	276	17
2	303	57	2	7	169	14
3	297	60	1	6	169	14
4	270	54	2	5	98	21
5	292	101	4	11	2,848	341

資料：全 国 労働争議統計調査年報告（厚生労働省）

岡山県 労働争議報告集計（労働雇用政策課）

⑦ 有効求人倍率等の推移

単位：人、倍

区分	全 国			岡山県		
	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
平成26	2,092,574	2,276,733	1.09	33,413	47,886	1.43
27	1,979,477	2,373,739	1.20	31,879	46,760	1.47
28	1,865,558	2,529,959	1.36	30,179	49,832	1.65
29	1,792,673	2,696,364	1.50	29,574	52,684	1.78
30	1,724,517	2,780,227	1.61	28,283	55,244	1.95
令和元	1,710,001	2,736,585	1.60	27,273	55,177	2.02
2	1,827,866	2,161,104	1.18	27,952	44,327	1.59
3	1,948,626	2,195,881	1.13	30,537	42,553	1.39
4	1,935,621	2,473,966	1.28	30,554	46,385	1.52
5	1,909,496	2,496,403	1.31	29,586	45,825	1.55
6	1,929,824	2,413,695	1.25	29,962	43,160	1.44

(注) 有効求人倍率はパートを含む。

資料：一般職業紹介状況（厚生労働省）

⑧ 常用労働者数の推移

単位：（全国）千人、（岡山県）人

区分	全 国		岡山県	
	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上
平成26	47,262	27,378	660,237	387,220
27	48,322	27,751	667,606	390,549
28	49,395	28,026	673,991	393,993
29	50,680	28,428	677,021	394,847
30	50,318	29,281	680,242	399,467
令和元	51,330	29,684	684,856	402,210
2	51,299	29,613	677,262	395,209
3	51,893	29,547	671,865	392,222
4	51,342	29,316	677,808	395,701
5	52,282	29,546	697,312	410,266

(注) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者をいう。

資料：全 国 毎月勤労統計調査（厚生労働省）

岡山県 毎月勤労統計調査地方調査（統計分析課）

⑨ 雇用形態別雇用者数の推移

全 国

単位：千人

区 分	総 数	役会 社 な ど 員 の	従員正 業 規 の 員・職	パ ー ト	ア ル バ イ ト	派事労働者 遣業者派遣 社所派遣 員の遣	嘱契 約 社 員 託・	そ の 他
昭和57年	42,454	2,751	33,009	4,675		-	695	1,325
昭和62年	46,153	3,089	34,565	4,677	1,886	87	730	1,118
平成4年	52,575	3,970	38,062	5,967	2,514	163	880	1,008
平成9年	54,997	3,850	38,542	6,998	3,344	257	966	1,025
平成14年	54,733	3,895	34,557	7,824	4,237	721	2,477	946
平成19年	57,274	4,012	34,324	8,855	4,080	1,608	3,313	1,043
平成24年	57,009	3,471	33,110	9,561	4,392	1,187	4,102	1,185
平成29年	59,208	3,369	34,514	10,324	4,393	1,419	4,225	964
令和4年	60,772	3,547	36,115	10,365	4,314	1,517	4,025	890

岡山県

単位：千人

区 分	総 数	役会 社 な ど 員 の	従員正 業 規 の 員・職	パ ー ト	ア ル バ イ ト	派事労働者 遣業者派遣 社所派遣 員の遣	嘱契 約 社 員 託・	そ の 他
昭和57年	686	43	549	63		-	32	
昭和62年	723	50	563	65	19	0	10	14
平成4年	802	-	607	84	29	-	-	-
平成9年	843	57	611	103	43	1	16	13
平成14年	802	61	530	107	52	8	30	14
平成19年	857	65	548	120	48	19	27	30
平成24年	828	50	492	134	59	15	35	43
平成29年	855	54	519	139	57	17	55	14
令和4年	869	53	527	145	61	16	53	14

(注) 雇用形態は勤め先での呼称により区分

資料：就業構造基本調査（総務省 5年ごと調査）

⑩ 常用労働者一人平均月間現金給与額の推移

○ 事業所規模5人以上

単位：円

区分	(全 国)			(岡山県)		
	給与総額	定期給与	特別給与	給与総額	定期給与	特別給与
平成26	319,175	262,837	56,338	303,418	251,079	52,339
27	315,856	260,577	55,279	308,135	253,161	54,974
28	317,682	261,183	56,679	310,455	255,127	55,328
29	319,453	262,407	57,046	308,594	252,863	55,731
30	323,547	264,570	58,977	291,890	243,374	48,516
令和元	322,552	264,180	58,372	287,628	241,277	46,351
2	318,387	262,318	56,069	294,076	243,680	50,396
3	319,461	263,739	55,722	290,613	241,708	48,905
4	325,817	267,461	58,356	298,848	246,002	52,846
5	329,777	270,229	59,548	304,923	251,383	53,540

○ 事業所規模30人以上

単位：円

区分	(全 国)			(岡山県)		
	給与総額	定期給与	特別給与	給与総額	定期給与	特別給与
平成26	367,942	294,665	73,277	343,316	277,928	65,388
27	361,684	290,940	70,744	350,229	281,698	68,531
28	365,804	292,593	73,211	350,770	281,316	69,454
29	367,951	294,010	73,941	356,957	285,789	71,168
30	372,162	295,944	76,218	331,447	269,311	62,136
令和元	371,408	296,064	75,344	332,940	264,828	58,112
2	365,100	293,056	72,044	330,636	269,358	61,278
3	368,493	296,652	71,841	324,450	265,321	59,129
4	379,732	303,496	76,236	335,375	270,452	64,923
5	386,982	308,436	78,546	334,457	271,126	63,331

(注) 1 「定期」給与は、労働協約、就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給される給与（時間外手当等の超過労働給与を含む。）
2 「特別」給与は、賞与、通勤手当等の一時金、ベースアップ等の差額追給分等

資料：全 国 毎月勤労統計調査（厚生労働省）
岡山県 毎月勤労統計調査地方調査（統計分析課）

⑪ 常用労働者一人平均月間労働時間数の推移

○ 事業所規模 5 人以上

単位：時間

区分	全 国			岡山県		
	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
平成26	145.1	134.1	11.0	151.2	139.7	11.5
27	144.5	133.5	11.0	150.2	138.6	11.6
28	143.7	132.9	10.8	151.0	138.5	12.5
29	143.4	132.5	10.9	150.1	138.0	12.1
30	142.2	131.4	10.8	147.2	135.4	11.8
令和元	139.1	128.5	10.6	142.5	131.6	10.9
2	135.1	125.9	9.2	138.5	129.2	9.3
3	136.1	126.4	9.7	139.7	129.5	10.2
4	136.1	126.0	10.1	139.1	128.6	10.5
5	136.3	126.3	10.0	141.0	130.6	10.4

○ 事業所規模30人以上

単位：時間

区分	全 国			岡山県		
	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
平成26	149.0	136.2	12.8	157.0	142.7	14.3
27	148.7	135.8	12.9	156.2	142.4	13.8
28	148.6	135.9	12.7	154.6	141.3	13.3
29	148.4	135.7	12.7	155.7	142.3	13.4
30	147.4	134.9	12.5	150.8	137.6	13.2
令和元	144.4	132.0	12.4	147.6	135.1	12.5
2	140.4	129.6	10.8	144.3	133.5	10.8
3	142.4	130.8	11.6	144.6	133.3	11.3
4	143.2	131.0	12.2	144.0	132.2	11.8
5	143.8	131.7	12.1	144.3	132.8	11.5

(注) 1 所定内労働時間は、就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実際に労働した時間

2 所定外労働時間は、早出、残業、休日出勤等による労働時間

資料：全 国 毎月勤労統計調査(厚生労働省)

岡山県 毎月勤労統計調査地方調査(統計分析課)